

令和4年4月1日

青森県内自動車運送事業者 各位

東北運輸局青森運輸支局長

「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」の一部改訂について

自動車運送事業者には、事業用自動車の運転者に対して、輸送の安全及び旅客の利便の確保のために必要な事項に関して適切な指導監督をしなければならないことが義務付けられており、当該指導監督の指針として、「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」（平成13年国土交通省告示第1366号。）及び「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」（平成13年国土交通省告示第1676号）が定められているところです。また、指導監督指針を具体的に実施する際の手引き書として「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」（以下「指導監督マニュアル」という。）を公表しているところです。

今般、飲酒傾向の強い運転者に対する適切な指導監督の実施に参考となる情報として、指導監督マニュアルにおいて、アルコール依存症に関する基礎知識の記載を拡充するとともに、対応方法の例、治療法等の医学的知見や運送事業者の取組事例を新たに記載しました。

つきましては、指導監督マニュアルを参考にして運転者に対する適切な指導監督を実施することを通じて、飲酒運転防止に向けて取組を推進いただくよう周知をお願いいたします。

なお、指導監督マニュアルは以下のリンク先に掲載しています。

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/enzen/03safety/instruction.html#press20120410>